

第 1 回正副理事長会議

令和 6 年 7 月 17 日 (水)

午後 2 時～

私学会館 4 階会議室

次 第

1 開 会

2 両団体理事長挨拶

3 議事

(1) 両団体の統合に係る正副理事長会議の設置

(2) 統合に係る検討の進め方

・ 検討組織

・ 検討スケジュール ほか

(3) 統合に係る基本的事項の検討

(4) その他

4 閉 会

< 次回の会議日程 >

令和 6 年 月 日 () 時 分～

(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会・(公財) 静岡県私立幼稚園退職基金財団

正副理事長会議構成員名簿

(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会

役 名	氏 名	園 名	役職名	備 考
理事長	千葉一道	八坂	理事長・園長	
副理事長	宮下友美恵	静岡豊田	園長	
〃	小林直樹	富士中央	理事長・園長	
〃	野秋和弘	エンゼル	理事長・園長	
〃	山口 崇	湖東	園長	財団副理事長

(公財) 静岡県私立幼稚園退職基金財団

役 名	氏 名	園 名	役職名	備 考
理事長	河合辰哉	するが	理事長・園長	
副理事長	山口 崇	湖東	園長	振興協会 副理事長
〃	川柳玄弘	リリー	園長	

1 公益法人の統合手続き

一般的に(公益)法人の統合を進める場合、事前準備として統合にかかる基本的事項について両団体の合意を形成した後、一般社団・財団法人法等の法的手続きに入っていくこととなる。

法的手続きは、両団体の理事会、社員総会、評議員会の決議により進めていくこととなるが、基本的事項の合意形成(検討課題の整理)の方法については検討が必要となる。

(1) 検討課題の整理	(2) 主な法的手続き
① 統合形態(吸収合併、新設合併) ② 統合の時期 ③ 統合後の団体の概要 ア 名称 イ 目的と事業内容 ウ 社員及び加盟園(社団の場合)の資格 エ 組織 オ 財務 カ 事務局 キ 定款・運営規則の変更案 ほか	① 合併契約、定款変更等の決議 <両法人> ・統合対象の法人の名称、所在地 ・統合後の法人の名称(変更する場合) ・統合時期 ② 合併契約の締結 <両法人> ③ 変更認定申請 <存続法人> ④ 事前開示 <両法人> ⑤ 合併契約の承認 <両法人> ⑥ 行政庁への報告 <存続法人> ⑦ 事後開示 <存続法人>

要検討

振興協会:理事会、社員総会
退職財団:理事会、評議員会

2 基本的事項の合意形成(検討課題の整理)の方法

<現行組織>	理事会 ※要決議機関		社員総会・評議員会 ※要決議機関	その他
	正副理事長	その他の理事		
振興協会	5人 (三役会)	10人 (地区長6人) (委員長4人)	社員総会 172人	三役・地区長会 11人
退職財団	3人	3人	評議員会 11人	運営委員会 4人

<検討組織(例)> 両団体
正副理事長会議
7人(1人兼任)

両団体統合検討委員会※
・正副理事長
・その他理事
20人(1人兼任)

合意形成機関

※両団体の全理事で構成する検討委員会の中で、同委員会の設置承認手続きを行うことにより、両団体の理事会手続きに替えることとする。

3 主なスケジュール(例)

R6.7.17	正副理事長会議	検討の進め方等 検討課題の整理1
R6.8.28	正副理事長会議	検討課題の整理2
R6.9.24	統合検討委員会 (両団体理事で構成)	委員会設立 検討課題の協議1
R6.10.23	正副理事長会議	検討課題の整理3
R6.12.11	統合検討委員会 (〃)	検討課題の協議2 検討課題のとりまとめ(基本的事項の合意)



<法定手続き>

R7.2	理事会(合併契約の決議) ※両団体
R7.3	合併契約の締結 ※両団体
R7.5	理事会(定款、運営規則の変更) ※存続法人
R7.6	社員総会、評議員会(定款、運営規則の変更、合併契約の承認) ※両団体
R7.12～1	理事会(R8事業計画・収支予算の承認) ※存続法人
R8.1	公益認定の変更申請 ※存続法人
R8.4	(変更認定) 合併

振興協会と退職基金財団との統合に向けた手続きとスケジュール(例)

※振興協会に退職財団を吸収する場合

年月	振興協会	退職基金財団
R6.7	① 事前準備(検討課題の整理) ・名称(認定こども園の名称追加の可否?) ・目的及び事業内容(退職事業の追加?) ・社員及び加盟園の範囲(資格) ・組織(退職金給付事業関連) ・財務(〃) ・事務局体制 ・その他 ○定款・運営規則の改正案	
R6.12		
R7.2	②理事会:合併契約の決議 ・存続法人及び消滅法人 ・効力発生日 ほか	②理事会:合併契約の決議 ・存続法人及び消滅法人 ・効力発生日 ほか
R7.3	⑥吸収合併契約の締結	
R7.5	○理事会 ・定款、運営規則の変更	⑤合併等の届出 ※認定法 ・合併契約書の写し等添付
R7.6	③⑩社員総会 ○定款、運営規則の変更(2/3) ※合併契約の効力発生を停止条件 ○吸収合併契約の承認(2/3) ⑨事前開示(書面の備置き等) 社員総会の2週間前～効力発生日	⑩評議員会:吸収合併契約の承認(2/3) ⑨事前開示(書面の備置き等) 評議員会の2週間前～効力発生日
R7.12 ～R8.1	④理事会 ・R8事業計画、収支予算の承認 ※認定法	
R8.1	⑪債権者の異議(1カ月以上) ⑦変更の認定申請 ※認定法	⑪債権者の異議(1カ月以上)

年月	振興協会	退職基金財団
R8.3	↓ ⑧変更の認定書受理	
R8.4	⑫合併効力発生 ⑬変更登記 ⑭行政庁への報告 ※認定法 ⑮消滅法人に係る書類提出 ※認定法 合併の日から3カ月以内 ⑯事後の書面等備置き・閲覧 効力発生から6カ月間	⑬解散登記

振興協会と退職基金財団の統合のための法的手続きなど

※振興協会に退職基金財団を吸収する場合

	項 目	内 容
1	事前準備	検討課題の整理 存続法人の名称、事業内容、社員資格、組織、財務ほか
2	吸収合併契約の決議	契約の締結は理事会の決議で可。 ただし、両法人において、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の特別決議(2/3)による承認を受けなければならない(法人法247, 251)。 吸収合併契約においては、次の項目を定めなければならない(法人法244)。 ① 存続法人及び消滅法人の名称及び住所 ② 効力発生日 このほかに合併に伴う基本事項のうち目的事業の内容等は規定した方がよい。
3	定款の変更	存続法人の社員総会において、吸収合併契約の効力の発生を停止条件とする定款の変更を特別決議(2/3)する。 目的・事業については変更が必要。 なお、変更の認定申請をするときは、趣旨に反しない細目の修正については理事長一任を取りつけておく。
4	事業計画・収支予算の変更 〈認定法〉	効力発生を停止条件とする事業計画・収支予算変更を理事会決議して変更の認定申請の基礎とする。
5	合併等の届出 〈認定法〉	消滅法人は、あらかじめ合併等の届出をしなければならない(認定法24, 様式6号) ※認定法施行規則では、届出に添付する書類として合併契約書の写しがあるため、届出の時期は合併契約の締結後の可能性あり。
6	吸収合併契約の締結	届出後(?)、吸収合併契約を締結する。
7	変更の認定申請 〈認定法〉	存続法人において、公益目的事業の種類又は内容が変更されるときは、認定法11条の変更の申請を行う。
8	変更の認定書受領 〈認定法〉	約6ヵ月?
9	事前開示 (書面等の備置き及び閲覧)	存続法人及び消滅法人において、各々吸収合併契約備置開始日(吸収合併契約の承認の特別決議をする社員総会、評議員会の日の2週間前の日)から、効力発生日までの間、吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等を行う(法人法246)
10	吸収合併契約の承認	存続法人及び消滅法人の社員総会、評議員会で吸収合併契約の承認の特別決議(2/3)をする。
11	債権者の異議	存続法人及び消滅法人において、各々債権者異議の手続きを行う。異議を申し出ることのできる期間は1ヵ月を下ることができない(法人法248, 252)
12	効力発生	効力発生日に債権者異議の手続が終了していれば、存続法人は消滅法人の権利義務を承継する(法人法245)。
13	登記	効力発生日から2週間以内に、消滅法人は解散の登記をし、存続法人は変更の登記をしなければならない(法人法306)。

	項 目	内 容
14	行政庁への報告 〈認定法〉	変更の認定を受けた公益法人は、遅滞なく、定款及び登記事項証明書(当該変更の認定に伴い変更がある場合に限る。)を行政庁に提出しなければならない(認定法施行規則8③)。
15	消滅法人にかかる 最終決算と定期 報告書及び計算 書類等の提出 〈認定法〉	存続法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあっては、当該合併の日から3カ月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。 ① 最終事業年度に係る定期報告書類 ② " 計算の明細書等 ③ " 貸借対照表~~~~~
16	事後の書面等 備置き及び閲覧	存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により存続法人が承継した消滅法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない(法人法253①)。 存続法人は、効力発生日から6カ月間、同253条1項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置き、社員及び債権者に閲覧させなければならない(同253②③)。

＜参考＞

合併契約書

公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下、「甲」という。）と一般財団法人徳島県スポーツ振興財団（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益財団法人徳島県スポーツ協会
住所 徳島県徳島市昭和町三丁目35番地1

（2）吸収合併消滅法人

名称 一般財団法人徳島県スポーツ振興財団
住所 徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和3年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（法人住所の変更）

第3条 効力発生日より、吸収合併存続法人の住所を「徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地」に変更する。

（合併承認）

第4条 甲及び乙は、本契約につき令和3年3月31日までに、それぞれ評議員会の承認を得るものとする。

（法人財産の引継ぎ）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他の権利義務の全部を継承する。

（基本財産の取扱い）

第6条 甲及び乙の、効力発生日前日の財産目録に記載された基本財産の取扱いは、効力発生日に甲が適用する定款の基本財産に関する規定に従うものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第8条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

（合併条件の変更等）

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第10条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月9日

甲 徳島県徳島市昭和町三丁目35番地1

公益財団法人徳島県スポーツ協会

会長

飯泉

嘉



乙 徳島県鳴門市撫養町立岩字四枚61番地

一般財団法人徳島県スポーツ振興財団

理事長

木下

慎次



吸収合併契約書

社団法人さいたま観光コンベンションビューロー（以下「甲」という。）と財団法人さいたま市国際交流協会（以下「乙」という。）は、甲が乙を吸収する吸収合併（以下「本吸収合併」という。）に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という）に定める方法により、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人および吸収合併消滅法人の名称および住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 社団法人さいたま観光コンベンションビューロー
住所 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番2

（2）吸収合併消滅法人

名称 財団法人さいたま市国際交流協会
住所 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11番1号

（合併承認）

第2条 甲は、総会、理事会ならびに評議員会、乙は、理事会ならびに評議員会をそれぞれ開催し、本契約の承認および合併の実行に必要な議決をするものとする。

（合併の効力発生日）

第3条 本吸収合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、整備法第72条による合併登記の日とする。

（法人財産の承継）

第4条 甲は、乙の平成24年2月29日現在の貸借対照表その他の計算を基礎とし、本効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を本効力発生日において乙から承継する。

（善管注意義務）

第5条 甲および乙は、本契約締結から本効力発生日の前日までの間、その一切の事業の執行および財産の管理運営を、善良なる管理者の注意をもって継続する。

2 甲および乙は、相手方の承諾なくしてその一切の事業およびこれに属する財産に変更を加えないものとする。ただし、通常の業務遂行上当然に必要なとされる行為につい

てはこの限りでない。

（職員の移籍）

第6条 乙の職員は、甲が引き続き雇用するものとする。

2 前項の規定により甲の職員となる者の給与等雇用条件は、甲の規定に定めるところによる。

（会員の移籍）

第7条 乙の団体会員及び法人会員は甲の正会員となり、その資格を有するものとする。

2 乙の個人会員は、甲の賛助会員となり、その資格を有するものとする。また、乙の個人会員の希望により、甲の規定による正会員（個人会員）への切り換えについては、乙の個人会員の申出によるものとする。

（名称）

第8条 合併後の甲の名称は、社団法人さいたま観光国際協会とする。

（本吸収合併の条件変更および本契約の解除）

第9条 本契約締結から本効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲乙協議の上、本契約内容を変更し、または本契約を解除することができる。

（契約の効力）

第10条 本契約は、主務官庁による合併の認可がなされなかった場合は無効とする。（費用負担）

第11条 本吸収合併登記に要する費用は甲が負担するものとする。

（本契約に定めのない事項）

第12条 本契約に定める事項の他、本吸収合併の実現に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 さいたま市大宮区錦町682番地2

社団法人さいたま観光コンベンションビューロー
会長 清水 猛

乙 さいたま市浦和区東高砂町11番1号

財団法人さいたま市国際交流協会
会長 島 頼 子